

公告第 2021-07 号  
令和 3 年 4 月 21 日

被保険者各位

日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合  
理事長 菅原 龍哉



## 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

令和 3 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 令和 3 年 4 月 1 日設立の当健康保険組合令和 3 年度予算における平均標準報酬月額 396,552 円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額 (410,000 円 (27 等級))

以上